

芦屋町国民保護計画

平成 1 9 年 1 月

芦 屋 町

目 次

第1編	総 論	1
第1章	町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2	町国民保護計画の構成	1
3	町国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	2
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第4章	町の地理的、社会的特徴	7
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	10
1	武力攻撃事態	10
2	緊急対処事態	10
第2編	平素からの備えや予防	11
第1章	組織・体制の整備等	11
第1	町における組織・体制の整備	11
1	町の各課における平素の業務	11
2	町職員の参集基準等	13
3	消防機関の体制	15
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	15
第2	関係機関との連携体制の整備	17
1	基本的考え方	17
2	県との連携	17
3	近接市町との連携	18
4	指定公共機関等との連携	18
5	ボランティア団体等に対する支援	19
第3	通信の確保	20
第4	情報収集・提供等の体制整備	20
1	基本的考え方	20
2	警報等の伝達等に必要な準備	21
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	23
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	24
第5	研修及び訓練	25
1	研修	25
2	訓練	25

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	27
1	避難に関する基本的事項	27
2	避難実施要領のパターンの策定	29
3	救援に関する基本的事項	29
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	30
5	避難施設の指定への協力	30
6	生活関連等施設の把握等	30
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	32
1	町における備蓄	32
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	32
第4章	国民保護に関する啓発	34
1	国民保護措置に関する啓発	34
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	34
第3編	武力攻撃事態等への対処	35
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	35
1	事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置	35
2	武力攻撃等の徴候に関する連絡があった場合の対応	37
第2章	町対策本部の設置等	38
1	町対策本部の設置	38
2	通信の確保	44
第3章	関係機関相互の連携	45
1	国・県の対策本部との連携	45
2	県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	45
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	46
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	46
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	47
6	町の行う応援等	47
7	ボランティア団体等に対する支援等	47
8	住民への協力要請	48
第4章	警報及び避難の指示等	49
第1	警報の伝達等	49
1	警報の内容の伝達等	49
2	警報の内容の伝達方法	50
3	緊急通報の伝達及び通知	51
第2	避難住民の誘導等	52
1	避難の指示の通知・伝達	52
2	避難実施要領の策定	53
3	避難住民の誘導	56

第5章	救援	62
	1 救援の実施.....	62
	2 関係機関との連携.....	62
	3 救援の内容.....	63
第6章	安否情報の収集・提供	64
	1 安否情報の収集.....	64
	2 県に対する報告.....	65
	3 安否情報の照会に対する回答.....	65
	4 日本赤十字社に対する協力.....	66
第7章	武力攻撃災害への対処	67
	第1 武力攻撃災害への対処	67
	1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方.....	67
	2 武力攻撃災害の兆候の通報.....	67
	第2 応急措置等	68
	1 退避の指示.....	68
	2 警戒区域の設定.....	69
	3 応急公用負担等.....	70
	4 消防に関する措置等.....	71
	第3 生活関連等施設等における災害への対処等	73
	1 生活関連等施設の安全確保.....	73
	2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除.....	73
	3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止.....	74
	第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	75
	1 武力攻撃原子力災害への対処.....	75
	2 NBC攻撃による災害への対処.....	77
第8章	被災情報の収集及び報告	79
第9章	保健衛生の確保その他の措置	80
	1 保健衛生の確保.....	80
	2 廃棄物の処理.....	81
第10章	国民生活の安定に関する措置	82
	1 生活関連物資等の価格安定.....	82
	2 避難住民等の生活安定等.....	82
	3 生活基盤等の確保.....	82
第11章	特殊標章等の交付及び管理	83
第4編	復旧等	85
	第1章 応急の復旧	85
	1 基本的な考え方.....	85
	2 公共的施設の応急の復旧.....	85

第2章	武力攻撃災害の復旧	86
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	86
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	86
2	損失補償及び損害補償	86
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	87
第5編	緊急対処事態への対処	88
1	緊急対処事態	88
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	88

資料編

【避難実施要領のパターン策定に当たって（避難マニュアル）】

避難実施要領について	1
避難実施要領のパターン策定について	1
弾道ミサイル攻撃の場合	2
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	5
（比較的時間的な余裕がある場合）	6
（昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難）	10
（都市部における化学剤を用いた攻撃の場合）	12
（原子力発電所への攻撃の場合の対応）	15
（石油コンビナートに対する破壊攻撃の場合）	18
着上陸侵攻の場合	21
（離島からの避難の場合）	21
（避難誘導における留意点）	24
1．各種の事態に即した対応	24
2．避難誘導に係る情報の共有化、一元化	24
3．住民に対する情報提供の在り方	25
4．高齢者、障がい者等への配慮	26
5．安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現	27
6．学校や事業所における対応	27
7．民間企業による協力の確保	28
8．住民の「自助」努力による取組みの促進	28